

- 号)
福井県北新庄村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三七五号)
福井県三宅村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三七六号)
福井県細呂木村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三七七号)
福井県乾側村の地域給指定等に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八八号)
福井県志比谷村及び下志比村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三七九号)
福井県城崎村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八〇号)
福井県高根村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八一号)
福井県岡村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八二号)
福井県北日野村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八三号)
福井県岡本村の地域給指定に関する請願外一件(受田新吉君紹介)(第五三八四号)
福井県東郷村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八五号)
福井県東十郷村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八六号)
福井県小山村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八七号)
- 号)
福井県中郷村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八八号)
福井県島羽村外五箇村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三八九号)
福井県加斗村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九〇号)
福井県島羽村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九一号)
福井県遊羽村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九二号)
福井県加戸村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九三号)
福井県和田村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九四号)
福井県河野村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九五号)
福井県熊川村の地域給指定に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九六号)
福井県下の地域給指定等に関する請願(受田新吉君紹介)(第五三九七号)
福井県丸岡町の地域給引上げの請願(受田新吉君紹介)(第五三九八号)
福井県栗野村の地域給引上げの請願(受田新吉君紹介)(第五三九九号)
和歌山県高野町の寒冷地手当支給に関する請願(田中織之進君紹介)(第五四〇〇号)
和歌山県高野町の地域給引上げの請願(田中織之進君紹介)(第五四〇一号)
- 愛媛県中島町の地域給指定に関する請願(關谷勝利君紹介)(第五四〇二号)
岐阜県神戸町の地域給引上げの請願(野田卯一君紹介)(第五四〇三号)
岡山県瀬戸町の地域給引上げの請願(逢澤寛君紹介)(第五四〇四号)
岡山県神根村の地域給指定に関する請願(逢澤寛君紹介)(第五四〇五号)
岡山県備前町の地域給引上げの請願(逢澤寛君紹介)(第五四〇六号)
岡山県山田村の地域給指定に関する請願(大村清一君紹介)(第五四〇七号)
岡山県旭町の地域給指定に関する請願(大村清一君紹介)(第五四〇八号)
岡山県御津町の地域給引上げの請願(逢澤寛君紹介)(第五四〇九号)
山形県下の地域給指定等に関する請願(上林興市郎君外五名紹介)(第五四一〇号)
千葉県白里町の地域給指定に関する請願(森清君紹介)(第五四一一号)
群馬県桐生市の地域給引上げの請願(長谷川四郎君紹介)(第五四一二号)
埼玉県谷塚町の地域給引上げの請願(井堀繁雄君紹介)(第五四一三号)
茨城県岡本町の地域給指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第五四一四号)
新潟県金谷村の地域給指定に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第五四一五号)
新潟県名香山村の地域給指定に関する請願(田中彰治君紹介)(第五四一六号)
静岡県浜松市の地域給引上げの請願(長谷川保君紹介)(第五四一七号)
静岡県池田町の地域給引上げの請願
- 願(西村直己君紹介)(第五四一八号)
長野県大町の地域給引上げの請願(萩元たけ子君紹介)(第五四一九号)
石川県粟生村及び吉田村の地域給指定に関する請願(岡良一君紹介)(第五四二〇号)
三重県南海村の地域給指定に関する請願(中村清君紹介)(第五四二一号)
高知県須崎町の地域給引上げの請願(佐竹晴記君紹介)(第五四二二号)
高知県香美村の地域給指定に関する請願(佐竹晴記君紹介)(第五四二三号)
山形県寒河江町外十四箇村の寒冷地手当引上げの請願(牧野寛案君紹介)(第五四二四号)
愛媛県奥南村の地域給引上げの請願(井谷正吉君外二名紹介)(第五四二五号)
京都府大原野村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四二六号)
京都府久世村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四二七号)
岩手県下の地域給指定等に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四二八号)
京都府大山崎村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四二九号)
京都府田原村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三〇号)
岩手県下の寒冷地手当引上げの請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四三一号)
大分県宇佐町の地域給引上げの請願(西村英一君紹介)(第五四三二号)
京都府由良村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三三号)
京都府鞍部市の地域給引上げの請願
- (大石ヨシエ君紹介)(第五四三四号)
京都府宮津町の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三五号)
京都府豊里村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三六号)
京都府河原林村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三七号)
京都府八木町の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三八号)
京都府上夜久野村二箇村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四三九号)
京都府上和知村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四〇号)
京都府園部町の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四一号)
京都府摩気村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四二号)
京都府金谷村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四三号)
京都府下六人部村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四四号)
京都府吉川村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四五号)
京都府大井村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四六号)
京都府下和知村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四七号)
京都府城陽町外二箇村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四八号)
京都府若滝町の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四四九号)
京都府若滝町の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五〇号)

京都府園部町外十二箇村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五一号)
京都府保津村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五二号)
京都府上川村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五三号)
京都府千代川村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五四号)
京都府東別院村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五五号)
京都府養老村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五六号)
京都府桑名村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五七号)
京都府物部村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四五八号)
京都府細見村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四九九号)
京都府美原村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五五〇〇号)
京都府千歳村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四六一号)
京都府佐濃村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第五四六二号)

本日の会議に付した事件
参考人招致に関する件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(益谷秀次君外二十三名提出、衆法四二二号)
公務員の給与に関する件

○川島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

この際御報告いたしますが、本日一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査を本委員会に付託されましたので、御報告をいたします。

ただいまより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、審査を行います。まず提案者より趣旨の説明を聴取いたします。赤城宗徳君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

め同条に次の一項を加える。

6 教育職員級別俸給表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げる教育職員に適用する。

一 大学等教育職員級別俸給表

大学その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手、その他人事院規則で指定する職員

二 高等学校等教育職員級別俸給表

高等学校その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他人事院規則で指定する職員

三 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

中学校、小学校、幼稚園その他これらに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他

他人事院規則で指定する職員

第六条の二「十五級に格付される官職及びその官職」を「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職並びにこれらの官職」に改める。

第十二条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

別表第六 教育職員級別俸給表

イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸				給							月	額				
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸		十二号俸	十三号俸	十四号俸	十五号俸	十六号俸
一級	五、五〇〇	五、八〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇
二級	六、一〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、八〇〇	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇
三級	七、〇〇〇	七、二〇〇	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇
四級	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇
五級	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇
六級	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇
七級	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇
八級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇
九級	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、二〇〇
十級	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	一七、二〇〇
十一級	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	一七、二〇〇	一七、四〇〇	一七、六〇〇	一七、八〇〇	一八、〇〇〇	一八、二〇〇
十二級	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	一七、二〇〇	一七、四〇〇	一七、六〇〇	一七、八〇〇	一八、〇〇〇	一八、二〇〇	一八、四〇〇	一八、六〇〇	一八、八〇〇	一九、〇〇〇	一九、二〇〇

備考 1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十二級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五,700	五,800	六,000	六,300	六,600	六,900	七,100	七,300	七,500	七,700	七,900
二級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
三級	六,300	六,500	六,700	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300
四級	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600
五級	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900
六級	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200
七級	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500
八級	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200	9,400	9,600	9,800
九級	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500	9,700	9,900	10,100
十級	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200	9,400	9,600	9,800	10,000	10,200	10,400
十一級	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500	9,700	9,900	10,100	10,300	10,500	10,700

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。
ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五,700	五,800	六,000	六,300	六,600	六,900	七,100	七,300	七,500	七,700	七,900
二級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
三級	六,300	六,500	六,700	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300
四級	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600
五級	6,900	7,100	7,300	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900
六級	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200
七級	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500
八級	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200	9,400	9,600	9,800
九級	8,100	8,300	8,500	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500	9,700	9,900	10,100
十級	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200	9,400	9,600	9,800	10,000	10,200	10,400

備考 本表は、暫定的のものであつてなるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

附則 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 この法律施行の日(以下「切替日」という。)において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員は、改正前の一般職の職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に改定する。

3 前項の規定により求められた職員の俸給月額は、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

4 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5 附則第二項の規定の適用については、は、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた一般職の職務の級										
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

十	十	十	十
五	四	三	二
級	級	級	級
十	十	十	九
二	一	一	一
級	級	級	級
十	十	九	九
一	一	級	級
級	級	十	十
		級	級

○赤城委員 たいだいま議題となりまし
た一般職の職員に給与に関する法律の
一部を改正する法律案につきまして、
その提案理由並びにその要旨を御説明
申し上げます。

教育職員は、それらの職域におい
て、人格の完成を目ざし、健全な国家
及び社会の形成者として、真理と正義
を愛し、個人の尊厳を重んじ、自主的
精神に満ちた心身ともに健康な国民を
育成する責務をになうものでありま
す。その任務を遂行するためには、学
校の内外はもとより家庭等において
も、その指導の実施等に当るなど、実
質的には、勤務時間が限定され得ない
実情にあるのであります。その上、そ
の重責を果すためには絶えず、それぞ
れの職域にふさわしい知識技能を修
め、常に、みずからを切磋琢磨して、
その向上発展が要求されているのであ
ります。かかる観点から教育職員の給
与は、一般職員と別個の体系に置か
れるべきものと考えられるのでありま
す。現在教育職員は、一般職の職員の
給与に関する法律第六条の規定による
一般俸給表の適用を受けているのであ
りますが、教育職員には、一般公務員
に見るがごとく階層組織がなく、やむ
を得ずその給与の格付等は詳細にわた
る人事院細則にゆだねられているのであ
ります。すでに、同法第十条第三項にお
いて、人事院は教育職員については、

俸給表の適用について研究し、俸給表
その他これに関する事項について必要
と認める勧告を国会及び内閣になすべ
きことを責任とされているのでありま
す。かかる事情にかんがみ、本改正案
を提出いたしました次第であります。

改正案の要旨を申し上げますと、ま
ず第一に教育職員の俸給表を一般俸給表
より分離し、特別俸給表を制定し、そ
の適用を受けしめようとするものであ
ります。

第二には、大学、高等学校、中小学
校等全般を通じて俸給の最高額を引上
げ、待遇の改善を行うこととしたいた
のであります。

第三に、教育職員別俸給表は、大
学、高等学校、中小学校等の三表に区
分いたして、おるのであります。教育
職員の給与の現状にかんがみ、各俸給
表並びにその特殊性を認めるととも
に、優遇の道を講ずることとしたいた
のであります。何とぞ御審議の上、す
みやかに御賛成あらんことをお願い申
し上げます。

○川島委員長 これにて提案者の趣旨
説明を終りまして、質疑は次会に譲り
ます。

○川島委員長 この際お諮りいたしま
すが、本案審査の参考とするために、
学識経験者及び利害関係者より広く参
考意見を聴取いたしたいと思ひます。
これに対して御異議ございませんか。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○川島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決定します。

○加賀田委員 その通りでございます
が、この民間給与の調査の中で「調査
不能及び調査不適格事業所」というこ
とが出ておりますけれども、これはど
ういう理由か御説明願ひたいと思ひま
す。

○加賀田委員 民間給与調査をや
りまして、いろいろの事業場を集計いた
したのでありますが、われ／＼が調査を
いたしました場合に、たとえば職務内容
が不明な場合とか、あるいはその職務
に従事して居る人々の学歴が不明な
場合、あるいは年齢が不明な場合、制
限をつけておるわけでありまして、こ
ろが調査員も十分指導はいたしてあり
ますけれども、現に調査に参りまし
て、少々条件がはなれておつても調査
をして参るといふことがあり得るわけ
であります。そのような場合に集計い
たすにあたりまして、そういう条件に
はなれておるものを取除くということ
を行つたのであります。こういうこと
を表現しておる次第であります。

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと、人
事院の希望としては、できれば本国会
において決定をしてもらいたい、不可
能な場合には次期――どういふ状態に
なるか知りませんが、審議する機会に
決定してもらいたいという御希望であ
るということを確認してよろしゅうご
ざいますか。

○加賀田委員 その通りでございます
が、この民間給与の調査の中で「調査
不能及び調査不適格事業所」というこ
とが出ておりますけれども、これはど
ういう理由か御説明願ひたいと思ひま
す。

○加賀田委員 民間給与調査をや
りまして、いろいろの事業場を集計いた
したのでありますが、われ／＼が調査を
いたしました場合に、たとえば職務内容
が不明な場合とか、あるいはその職務
に従事して居る人々の学歴が不明な
場合、あるいは年齢が不明な場合、制
限をつけておるわけでありまして、こ
ろが調査員も十分指導はいたしてあり
ますけれども、現に調査に参りまし
て、少々条件がはなれておつても調査
をして参るといふことがあり得るわけ
であります。そのような場合に集計い
たすにあたりまして、そういう条件に
はなれておるものを取除くということ
を行つたのであります。こういうこと
を表現しておる次第であります。

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

○加賀田委員 そういたしますと調査
した結果、調査対象として不適格だ
といふことは、その条件が完全でなかつ
たという内容の問題ですか、それとも
調査の結果、たとえば非常に賃金が低

いとか高いとかいう特殊の条件があつたために、削除したわけではないのですか。

○瀧本政府委員 たいはい申しましたように、われ／＼の調査いたしました条件というものはあるのではありませんが、その条件に合致していないというものが、不適格ということに相なつておるわけでありませう。

○加賀田委員 時間もあまりありませんから、次回に私の質問を譲ることにいたします。

○川島委員長 森君。

○森(三)委員 今の加賀田君の質問に對しまして、總裁はなるべく早く実施してもらいたい、できれば本国会においても実施を希望する、こうおっしゃつたのであります。しかしそのために私どもは再三總裁に對して、早く勧告してもらいたいことを督促したわけでありませう。あなたが早く勧告をなされば、この国会でもできたはずなのであります。あなたは今そうおっしゃりながら、事実十七日に予算が衆議院を通過して、その翌日にあなたが勧告をなさつておるじやありませんか。あなたがやつておることには、実に大きなギャツプがあるのであります。あなたもさうからの早く実施してもらいたいという言葉を、あなた自身が故意か過失か知らぬけれども、遅れたところの責任を痛感されておるかどうか、私はお伺いしたい。

○浅井政府委員 さいぜん申しました私の言葉は、私の偏見とあるところでありませうが、今のお尋ねはそれならなせもつと早く勧告しなかつたかということに歸するのであります。一体この勧

告には非常な手数がかかる仕事であるということは申すまでもないことである。ちやうどこれをたたとえて申しますならば、われ／＼といたしましては、長い間かかつて大切に育てた子供を世間に出すやうなものでありますから、門口を出るまで着づけを直したる、化粧を氣にしたり、ずいぶん苦心をするのであります。それからちやうど予算が通過した翌日というおしかりでございまして、われ／＼といたしましては、すでにそれより約一週間も前に、十八日までには勧告をするということを明らかに申して、その通りやつたのでありますから、結果としてしまつては予算通過の翌日になりましたけれども、もしも予算がそれからあとに延びましたとしても、われ／＼としてはあの時期に勧告ができました、またその通り勧告したつもりであります。これは少しお疑いが深過ぎるのじやないかと思つております。

○森(三)委員 それは疑うのがあたりまえで、疑わぬのがどうかしておると思つておる。あの十七日に予算が通過いたしましたして、十八日にあなたが勧告した。その勧告をしたときにはすでに印刷物はちやんとできておつた。いつでも出せば、今手なづけた子供が、もう戸を明ければ出るやうになつていて、出よう／＼としておる。それだけの準備を整えておるのに、あなたが出さない。着つけも化粧も全部済んで、出せばいいのに、出ない／＼と言つておるのをあなたがかきをかけて、あなたの方が出していないのじやないですか。こんな重大なものが一夜でできるはずはありません。ちやんとつく

つておいて、いつ出してもよいということになつておるなら、あなたがまだ／＼、予算が通るまで待ちなさいと言つておることはつきりわかつておる。こんなものが一晩でできますか。私はさつきあなたが答弁なさつた言葉の裏に、あまりにも不当といひますか、マジックといひますか、マジックが多過ぎると思つた。私はそれについてあなたが道義的にも、あるいはまた政治的にもつと早くこれを勧告しておつたならば、昭和二十八年年度の予算にこれを予算化するということも考えられますし、われ／＼社会党両派はあの予算に對しまして組みかえ予算を提出した。しかもその組みかえ予算のベース・アップは大体一三%、その金額は一万五千五百円といふところまで、われ／＼は人事院の考えておることをちやんと見通しておる。私がそこまで見通しておつたじやないですか。私もはさういふあなたの方の心の中を透視しておりましたから、ちやんとあのように組みかえ予算を出しておつたじやないですか。私はもつと端的に言うならば、それは着つけもお化粧も十分なさつたかもしれぬが、その予算化をしようというあなたのお考えがあるならば、この資料の重要なエッセンスを抜いて提出するところまでできたと思つて、そして資料の足る部分はあると追加でもして、予算には間に合わせることもできたと思つたのです。あなたは責任といひますか。お考えになるかどうか。あなたは公務員の給与ベースに對するキャスティング・ボートを握つておるじやないですか。公務員はあなたが勧告しなければ

ば、みずからストライキもできないじやありませんか。数十万の公務員の給与と生活といふものは、結局あなたの掌中に握られておるといつても過言でないじやありませんか。その大切な公務員の生活権——極端に言へば、活殺自在の権限をあなたは付与されておる。あなたは認証官として高い／＼給料をもらつておる人なんだ。あなたは議員の歳費よりか大きい給与をもらつておる人ですよ。そういう重大な地位にあるあなたが、この勧告について責任といふものを感ずるかどうかといふことを私はお尋ねしておる。今後ずつと人事院といふものがせみの抜けがらみたいて、政府の使用人だといふような観点に立てば、これはなくなつてしまふかも知れぬ。しかしさうでなくして厳然たる公務員の生活権を確立するた

めに今後存在するといふだけの氣魄と、その權威を保持するとするならば、私は總裁たる者の地位といふものは、実に重大な地位であると考えておる。この委員会における總裁の御答弁が、なるべく早く実施してもらいたいといふ単なる御答弁だけでは、これはゆるがせにできないお言葉だと思つておる。あなたがほんとうに自分としてはちやんと準備しておつたのだ、いつでも門を出すやうになつておつたのだけれども予算が衆議院を通過する前は、政府といふ／＼話合ひがあつたから、それで待つておつたのだ。こう率直に言へば一番よいかもしれませうが、さういふ答弁もできないといふこととで言へなかつたのかもしれない。さうだとするならば、この勧告が遅れたために、昭和二十八年年度の予算に組み込ますだけの手続がしたくてもできないでしよう。自分としてはまことに濟まなかつた。今後こういうことのないやうにしなければならぬという、あなたの責任あるお言葉がなければならぬだらうと思つたのです。それを單に早く実施していただきたい。自分たちはこしらえてしまつたから、あとはあなたがたの意思まかせ、政府と国会でどうにでもすまかつてにやればよいじやないか、こういう仕打ちといふものは、人事院總裁たる者の言辭として、まことに穩やかならざるものがあると思つておりますが、いかがでございますか。

○浅井政府委員 勧告が遅れましたことは、すでに昨日も本会議でお詫びを申し上げておる次第であります。森さんのお言葉はこつともでありませうから、何も申し返すことはないのではありません。ただ一つ申し上げたいことは、森さんはただいまこの勧告について、これだけの大きなものがどうして一晩に刷れるかといふお尋ねでありました。これは決して一晩に刷つたものではないのであります。できたところから原紙を切りまして、さうしてもう間違ひのないところは印刷をいたし、極力急いだのであります。決してこれだけのものが一晩で刷り上つたものではないのであります。その点だけはひとつ申し上げておきたいと思ひます。

○森(三)委員 私が言つておるのと、總裁が御答弁されておるのとは、それはもう西と東の差があるのです。私はさう申したのではない。こういうものが一晩でできるはずはない。ないからだん／＼とあなたの方がつくつて、でき

ておつて、さうして戸棚の中に入れて

いでしょう。自分としてはまことに濟まなかつた。今後こういうことのないやうにしなければならぬという、あなたの責任あるお言葉がなければならぬだらうと思つたのです。それを單に早く実施していただきたい。自分たちはこしらえてしまつたから、あとはあなたがたの意思まかせ、政府と国会でどうにでもすまかつてにやればよいじやないか、こういう仕打ちといふものは、人事院總裁たる者の言辭として、まことに穩やかならざるものがあると思つておりますが、いかがでございますか。

鐘をかけて、早く出たい／＼という子供を、あなたが出さなかつたのではなにかと私は言つておるのです。こんなものが一晩にできるはずはありませう。そんなことをあなたが答へにならなくても、私でもわかりますよ。一晩ではない、十晩も先にちやんとできてしまつて、いつでも様にやれる仕度ができるおるにかかわらず、おやじがまだだ／＼と言つて出さなかつたのではない、私はそういう意味のことを言つておるのです。とんでもない感通いで、あなたは答へになつてもだめですよ。だから私はこんなものは十日も二十日も前にちやんとできておつたものを、あなたが出さなかつたのではない、私はそう思つておるのです。だから私はあなたがそれに對する、いわゆる予算化することができなかつた、その政治的な責任を感じるかどうかというのを聞いておるのです。あなたが感じないというなら、そんなこと感じないというのです。感ずるか感じないかというのを、いやしくも認証官たることの、——日本の国家公務員の生活権を一手に掌握しておるところの、言いかえればあなたは権力者だ。その権力者であり、また重大責任者であるあなたが、これに對して何らの責任も感じておられない。一生懸命やつて出したのだ。それが予算が通つてから出ようが何しようが、おれたちは一生懸命やつたのだからかまわない、そういうお考えであるのか、その理念、道義的な責任と、また政治的な責任を私はただ追究しておるのです。そのお答えを願いたい。

○淺井政府委員 それは昨日の本院議でも申しましたように、勧告が遅れたことは、私の重々おわびするのであります。人事院といたしましては全力を尽して、こうなつておるのであります。ただだん／＼と刷つていたということについて、ちよいとお聞き違ひがあつたと思ひますが、できたところ、できたところからだん／＼刷つて行つたというところは、できないところがある／＼残るからであります。それで出さなかつたという意味でありまして、これは十日も二十日も前にちやんとできていたものではないのであります。○森(三)委員 その点はこれ以上やつてもしかたがないのでこのくらいにします。あなたはこれの実施につきましても、なるべく早く実施してもらいたいのだというお言葉であります。きのうわが党の加賀田進君が、本会議において質問いたしました、その答弁に副総理の緒方さん、あるいは大蔵大臣の小笠原さんあたりが出ましたが、これはいづれも勧告に對してほとんど誠意も何もない、そつぽを向いておるような始末です。とにかくあなた方が非常に御尽力なさいますと調査したのは、三月の民間給与を基礎として調査されたということ、きのうの委員会におきまして、あなたは参議院の予算委員会に行つておられてお留守であつたのですが、入江人事官あるいは龍本給与局長から、るる御説明がありました。しかも最初五千の民間の事業所について御調査なさつたという。しかしだん／＼集約して、最後は三千の事業所の科学的な基礎をつくつて、勧告なさつておられる、その努力に對しましては、私もたいした努力に對しましては、私もたいした

たのです。従つて三月を基準として調査なさつたのでありますから、理論的に申して、これは四月一日から——あなたの言葉をかりて言うならば、予算上、財政上の措置ができるならば、四月一日にさかのぼつて実施すべきが理論的に正当であり、またそうすることと私は考へておりますが、いかがですか。○淺井政府委員 それはもしもベースの引上げと給与準則とが切り離されるものならば、それでよいと思ひます。これが切り離せないものといたしますならば、結局給与準則を遡及して四月一日から実施しなければならぬ。それには、技術的にいろいろ／＼めんどろが起る、かように考へておるわけでありま

○森(三)委員 そうしますと、理論的にあなた方がこうした勧告をなさいますその御苦勞には——私はききよう初めて總裁にこのベース・アップの勧告に對して質問を始めたわけでありまして、最初非常に御苦心になつたことに対する感謝の意を表することを怠つたかもしれません。しかしそれは一昨日の委員会において私は十二分に——總裁はおられなかつたが、入江人事官と龍本給与局長に對する質問のときに私は、大いに感謝の意を表したのであります。従つて私の質問がただその責任を追究するばかりで、何ら感謝の意をもたらしなさいではないかというお心があるとするならば、私はここであらためてあなたに對して感謝の意を表してもいいのですが、それはさつきも感謝の意は大いに表しております。これは

何べんでも表しますが、しかしあなたは今おつしやつた給与準則との関係があるから、四月一日から実施するといふことは困難があると言われるのです。が、しからば一体いつを基準として実施することが、あなたは理論的に正しいと思ふのですか。大体何月を基準としてこれを——国家の財政がある、なしは別といたしまして、もし国家の財政が豊富にあるといたしますならば、何月を基準として実施することが、理論的に正当とお考へになるか、それを伺ひたい。○淺井政府委員 この給与準則は職階制を基礎にしておりまして、他の部分に對する職階制実施の準備、たとえば任用制度を動かすこと等は全部準備が完了しておりますから、ただいま仰せられた条件におられるならば、それは人事院とすれば早ければ早いほどよろしいと思ひます。法律がいつ通りましても——これは仮定でありますから、かりにきよ法律が通れば必ずから実施されても人事院としては、十分に職階制を動かして行く準備はもう整つております。○森(三)委員 そうしますと總裁がなすべく早く／＼と言われることは、あした通ればあしたからでも実施するといふので、将来に對して早くという意図であつて、過去に遡及するといふような理論的なものは、一つもないと解釈して承つてよろしうございませうか。その点をひとつ明確に御答弁願ひます。○淺井政府委員 それはさいせんも申しましたように、もしも給与準則を離してベース・アップだけを現行制度のもとにおいてやることといたしますれば、それは四月一日の基準にさかのぼつて適當であらうと思ひます。しかし給与準則とからみ合せて、すなわち給与準則の通し号俸表が、ベース・アップの号俸表であるといひますならば、これは過去に遡及することは、いろいろ給与準則の実施上に支障があるのじやないかと思つております。なおその支障につきましては、給与局長からお答えさしてもよろしいと思ひます。○龍本政府委員 この給与準則は職階制に基いております。われ／＼の職階制の作業は大半完了いたしておるのであります。格付等におきまして、まだ若干残つておるものがございますが、これはもう困難なく完了し得る予定でございます。ところがこの給与準則は、職階制を基礎としておりまして、従つて従来の給与法と違ひますところは、従来の昇格といふことは給与法でやつたのでありますけれども、今度は給与準則におきましては、いわゆる従来の昇格に對します昇任と申しますか、そういうことはすべて準則から離れて参りまして、任用制度としてやることになるのであります。この任用制度は、すでに人事院といたしましては、人事院規則で職階制に基く新任用制度といふものをつくり上げております。ところがこの新任用制度と現在の昇格の制度との間に若干ギャップがございます。従ひまして、すでに過ぎました、たとえば四月一日から現在までの期間に、昇格といふことが現行給与法で行われておるのであります。そういうことが新任用制度の昇任との間に、若干食い違ひができて参るといふようなことがありまして、技術的に任用制度が新しく発効いたしますときであります、いろいろ／＼そこに事務上

の趣向が出て参る、こういうことがあるわけでございます。

○森(三)委員 私まだ質問したいことがあります。時間も過ぎましたし、財政上の問題とかからみ合せて、本質的な問題を質問したいと思つておりますので、きょうほんとうは大蔵大臣の出席を願つておつたはずなんです。委員長はそれだけの手續をされたかどうか知りませんが、次回はやはり大蔵大臣に出てもらいたいと思ひます。

○川島委員長 要求してあります。

○森(三)委員 きょうの加賀田君の質問に對しても、大蔵当局はまったく誠意のない答弁をしておりますが、大蔵當局も呼んで来て、人事院總裁と交互に質問しなければ、この問題の本質は究明できない、かように考へておりますから本日はこの程度で留保いたします。

○川島委員長 受田新吉君

○受田委員 前者の質問と合致する点と、これに附加する点があります。この勧告が予算の衆議院通過の翌日になされたという点に對しての批判は私も同様であります。ことに昨年も第十三回国会でしたか、七月三十一日に長い国会を終えて、翌八月一日に勧告がなされたこと記憶しておりますが、これも国会が終了した翌日に勧告がなされたという意味で、あたかも今回の衆議院予算通過の翌日勧告がなされたことと軌を一にするものがある。昨年の場合は、給与水準の根拠を、五月のときの情勢を基礎にしてお出しになつておられたものと私は認めるのであります。それが総選挙、新国会の召集というふうなことで、遂に年末に差迫つて十一月より実施ということになつた

ような情勢であります。従つて今回のこの勧告も、この国会では、普通の政治常識を有する者であるならば、この大事な給与準則、ベース・アップも審議する期間的な余裕のないことはわかるのであります。私も六年有余の間、国会の一員として働いて来ましたが、こういう重要な法案が——できれば今国会で成立したい、あすにでも成立したというふうな重要な言葉さえもあつたのですが、こういう重大な法律が、国会の余日幾ばくもないときに通過するということは、とうてい実現の不可能なことである。大幅な延長でもやれば別です。この点せつかく慎重な御調査をされたものであるならば、世の疑惑を一掃するために、一週間前くらいにその勧告の日を發表するといふような、そういう差迫つたことではなくして、少くとも六月のうちに勧告する、また与野党の間における予算の調整についてまだ余裕のあるとき、せめて十三、四日ごろまでに勧告をするとか、こういうふうにして、人事院としては政治の圏外にあつて公正な資料を提出して、公正な研究調査の結果、この結論が出たんだという、祖国日本の筋の通つた人事院の性格を、はつきり現わしていただくたかつたのであります。總裁も局長も、われ／＼は平素よりその人となり、並びにその実力において確かに優秀な方であることに、ひそかに敬意を払つておるものであつて、こういう敬意に値する人々が、政治的に何だか動かされてゐるんだ、あるいは新聞に書かれてゐるやうに、十二月の改選期に備へて、いささか速慮しておられるところがあるとかいふやうなことを書かれるようなことのないよう

に、毅然とした態度をもつて認証官としての權威を發揮するために、がんばつていただきたいのであります。この点、しば／＼政府が人事院をまた子扱いにして、できればこれを廢止しようといふやうな動きがあり、つい先年も危機一髪で、参議院で人事院がその生命をつないだといふことは、われわれとしては喜びにたえなかつたのであります。それが人事院に對する批判があり、また政府としても人事院をおそまつにしようとする傾向のあるときに、むしろそういう圧力に抗して、勇敢に堂々と闘つていただきたいと思ふのであります。しかも大蔵大臣は、きのうも加賀田君に答へておりました。人事院の勧告は聞き置く程度であつて、しかも政府の調査したところでは、物価の現状は、昨年と比較して横ばい状況で、大して考慮する必要はないなどといふやうな、政府の調査の方をあけて、勧告はあまり考へぬでもないといふやうな暴言を吐いておる。その点において、人事院は国家公務員法の規定するところによる給与に關する最高機關であるという權威、われ／＼はその權威保持に全面的に協力してゐるのであります。その人事院の勧告を、聞き置く程度にとどめるといふやうないいかげんな発言をするやうな大蔵大臣がおるといふことになつては、これはとんでもないことなのです。従つて私はここではつきり總裁の決意を伺いたいのではあります。昨年の勧告が国会終了の翌日になされたといふこと、今回の勧告が衆議院予算通過の翌日、しかも余日幾ばくもない今国会に出されてゐるといふこと、これは予算が衆参両院を通過する見通しがついた

ので出された。もしこれが事前に出されたならば、またばた／＼して非常に紛糾するといふ政治情勢を憂へての勧告であるといふこの説は、巷間に満ちあふれてゐるのです。この点におきまして、昨年の勧告が国会終了の翌日であり、今回の勧告が予算通過の翌日であるといふ点においては、何ら政治的な何はないとおつしやつてはおられるやうであります。何かそこに疑惑を抱かせてゐる。この事実に對して当然か、国民の名において、人事院の權威保持のために御開答を願ひたいのであります。

○津井政府委員 私の考へ方はすでに国会の両院の本会議で申し述べてありますから、これに對して何も弁解がましいことでもないといふのであります。ただ今ごろ勧告するやうになつては予想してゐなかつたのであります。これは本来ならば来年度の予算算編成を目ざして勧告をするのが例年の通りでありまして、大体今ごろ国会が開かれてゐるといふことも、われ／＼としては予想してゐなかつた。つまりこれは解散から起つたところのできごとでありまして、そのためにい／＼趣向があつて、勧告の提出が遅れたといふことは御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 これは、それがたゞ／＼予算通過の翌日になつたといふ偶発的な偶然の結合であるといふことになつておられると思ふのであります。が、国民がその疑惑を持つてゐるといふことを、私はつきり確認して

だきたい。昨年と今年と軌を一にしてゐるといふ点においては、おそらく疑義が抱かれると思ふ。

もう一つは、なるべくすみやかにこの実施をはかられたといふ言葉ですが、これはまことに人事院としての自信のなさを示すものだと思ふのです。これはこの基準によるならば、いつから実施する案である、七月から実施するのである、八月から実施すべきものであるといふ基準は一応置かなければならぬ。これを置かないやうな勧告といふことになると、これは結局政治的な時の情勢に應じて、その予算の都合で実施をしようといふことであつて、基本的な要求はこうであるといふ、そのはつきりしたものを持たないものだと思ふのです。これは人事院勧告の性格からいつて妥當性を欠くものと思ひますが、この漠然とした規定についてはどうお考へですか。

○津井政府委員 最初の問題であります。人事院といつたしましてはすでに先々週の土曜日に、来週中には勧告するといふことをはつきり申し上げてゐるのであります。そのときは予算がい／＼衆議院を通過するかは、まだきまつてゐなかつたやうに思ひます。従いまして先週中に勧告をしたといふことに相なりますので、あのときかりに予算が通つてなくても、人事院としてはできたのでありますから、十八日までには勧告をしたのであります。

次の問題であります。これは五回の勧告中三回までは、実は実施期日を書いておられません。それは結局なるべくすみやかにこれを実施したいと思ふのであります。今回はさいせん申しましたやうな理由で、法律案の形式に

なつておりますので、そこで書かなかつたので、これがためにどうでもいいのかというふうな気持ちでは決してないであります。

○受田委員 給与準則の制定のいかんを問はず、ベース・アップの方は、当然これは公務員が現実にもう生活に追われていく現状に即して御勧告であると思うので、施行期日はつきりすべきものだと思ふのですが、このベース・アップの方は一体いつから実施するのが基本的には正しいものと御認定なさつてゐるのか、伺いたい。

○浅井政府委員 それは基準となりまして、さうございまして、四月が適当だと考えております。しかしそれを書いて、もしも給与準則が遅れた場合、ベース・アップの勧告だけでは四月からやつてもいいというふうなことは、切り離さないで一緒にやつた人事院としては、勧告書に書けないと思つておりますので、そこで書かなかつたのであります。

○受田委員 事実上この準則が審議されるのは、来る臨時国会あるいは通常国会になると思いますが、そうすると来年にまわるかもしれません。この勧告がされて半年もたつたところに、ようやく審議されるというときは、すでにまた民間給与が上昇の一路をたどりつつあるという結果が起らないとも限りません。おそらく現状ではそれは進行しつつあると思ふのです。そうするとこの勧告をされたとき、この法律の制定されるまでの時期的なずれというものが、いつも追つかけてくるような形で、結局勤労者を苦しめる結果になると思うのですが、総裁としては、総裁御自身も政治には深く御関

心を持つておられますから、おそらく今国会はだめだ、従つてこれは現実の問題としては、来る通常国会の年末ごろには、法律となるというぐらゐの気持ちをお持ちでありましたか、今国会で成立する公算があるとお思いになりましたか、この点をお伺いしておきます。

○浅井政府委員 それはちよつと私の方から申し上げかねるので、私としてはできるだけすみやかに実現を希望したばかりであります。ただ物価の先行き、民間資金の先行きが、これから上るか下るかという点は、私はちよつとここで申しかねると思ふのです。これは非常にむづかしいところで、受田さんは年末になると相当上つてゐるだろうというお見通しのようでありまして、これはなかなか疑問であります。従ひまして私はこういふ公の席上で申すのはいかにかと思ひますが、三月を基準にとりましては、決して公務員に不利な及ぼさないように思つております。

○受田委員 人事院の權威を保つために、政府の中に運動する動きを、何とかしてわれ／＼は押さなければならぬ。少くとも人事院の始まつて以来の総裁である浅井さんは、この点については死命を賭して人事院の權威保持のために闘つてゐると思ひし、またいたゞくべきであつたと思ふのですが、この点勧告が政府側に軽くあしらわれるおそれが多分にある。少くとも施行期日については勧告した七月の月というぐらゐの気持ちをお持ちであるべきではなかつたか。私は、十四日のときにこの期日については目下検討を加えておるといふのであるから、おそらく勧告

されるときにはその施行期日はつきりするであろうと期待しておつたのであります。検査を加えたままでは結局勧告されてしまつて、結果がはつきりしませんでした。あの当時は期日はなすべく示そうとしておられたのですか、そうして勧告するまでは施行期日をはつきりさせようと思つたにせよ、かわららず、勧告の日までに施行期日をきめることができなかったのか、漠然とこの施行期日はもう出さぬつもりで勧告の日まで待つておつたのか、その間の事情を聞かしていただきたい。

○浅井政府委員 打明けて申し上げます。一、ベース・アップと給与準則を一緒にやるか離してやるか、これは一番考へた点でありまして、その期間におきましては、いろいろ／＼という問題があつたのであります。結局これは一緒にやるというのをきめました。その次に起つた問題は、一緒にしました場合にいろいろ／＼支障があるか、施行期日を明確に書けるか書けないかが問題になつたのであります。おそれる前にお答えしたのは、その時期であるかと思つておるのでありますが、結局今申し上げましたような事由によつて、勧告書の中には書かない、こういうことにきめた次第であります。

○受田委員 これで基本的な問題を終りまして、詳細な質問は、また後日詳細にお尋ねしたいと思ふのですけれども、きょうどうしてもお聞きしておきたい点が一つございします。それはこの勧告案の四十八条にあります「未帰還職員の給与の取扱については、なお従前の例による」という規定であります。これは未帰還政府職員並びに一般職員——これは地方公務員も含みます

すが、この職員につきましては、現に厚生委員会未帰還者留守家族等援護法というものが審議されておられ、また昨日成立した恩給法の中には、未帰還職員に対する普通恩給の支給規定が書かれておるのであります。昭和二十八年七月三十一日現在において十七年たつた者に対しては、普通恩給を支給するという規定があるのであります。この四十八条によると、この「未帰還職員の給与の取扱については、なお従前の例による」のであつて、期末手当も何もない。しかも三七ベースのときの給与がそのまゝ今日に及んでおつて、その後のベース・アップに対しては、一切この未帰還職員については取扱ひがされてない。これは、この勧告に基いた政府の処置がさうなつたのでありまして、従つて、ここで私が一、二知つてゐる例で言ふならば、部長級程度で八、九千円程度の給与、課長級程度で六、七千円程度の給与しかもらつておりません。現在の給与の大体五分の一ないし六分の一の給与しかもらつておられぬのであります。この給与を算定基礎にして普通恩給をつけるとするならば、これはとんでもないことであるというので、恩給局長に、この未帰還職員の普通恩給については、いかなる恩給金額の査定基礎点を置くとするのであるかと質問したところ、が、漠然として、これは研究すると言ふ。従つて、これは勧告とつながりを持つておりますが、未帰還職員の給与を、いつまでもこういふふうにあの三七ベースのときの給与に置いて——その家族は、主人がこつちにおられるならば、当然今ごろあなたの方と同じような立場で羽振りをきかして、豊かな生活

とまでは行かなくても、幸福な生活をされておられるはず。それが第一線へ連れて行かれ、あるいは外国へひつぱり出されて、連れもどされなければつかりに、三七ベースのときの給与で押えられてゐるという、この現状は、まことに痛ましいものがあるものであります。なぜあのときのベース・アップ以来、この未帰還職員の給与を、従前のままにいつまでも置いておるのであるか。未帰還者留守家族等援護法も、今度の恩給法も、この規定に準じた政府の態度によつてきまつてしまつたので。従つて、何とかこの四十八条をもう少し考へるような必要はなかつたか、この点をお尋ね申し上げます。

○浅井政府委員 未帰還職員の方々は、お気の毒なことは申すまでもないところでありまして、われ／＼の方は、従前の例によるというところは、むしろ従前の例というところがある程度上げておるといふ事情があるのであります。そういう措置をとりたいということですが、さうして来ておつたのであります。むしろこれは予算上の都合とか何とかいふことで、ぶち當つておる面が多いのではなからうかというふうに考へておる次第であります。われ／＼といひましたも、未帰還職員の方々の問題につきましては、十分考へまして努力はいたしておるのであります。ただいま申し上げましたやうな事情によりまして、現在のような状態になつております。ただいまも御指摘になりましたが、こういう方々につきましては、お歸りになりましたならば、その後のことにつきましては、あらためて考へるとして、それほど数の多い問題でもございせんので、む

しろこちらにおられます家族の御生活等を考えますならば、あるいは一応十七年経過いたしております者につきましては恩給法の適用を受けしめるといふようなことの方が、かえつてこの留守家族の方々にはよいのではなからうかといふようなことで、今厚生委員会の方で御審議になつておりますいふろ／＼な法律の相談には、われ／＼もあづかつておるわけでありませう。しかし、そういう方々につきましては、なおかつ帰つて来られました場合の措置といふようなものがござりますので、そういう点につきましては、われ／＼の方としては万全の措置を講ずるといふことで、やはりこの問題を給与法の条文として残しておるわけでありませう。この未帰還職員へのベース・アップの問題が、御指摘になりましたように若干遅れておる点があるかと思ひますので、そういう点につきましてはわれ／＼の方としても努力しておりますが、むしろ予算上の制約を受けて、ちよつと十分なることになつていないといふのが、実情であらうといふふうに考へております。

○委員 未帰還職員は非常に数が少ないのです。これは政府職員と地方公務員を合せて私の関知したところでは、二千数百名程度ではないかと思ひます。二千五、六百名です。そのわずかな職員にベース・アップをしたから、予算がどうかといふようなことはないのです。ごくわずかな、一億あればこの職員が全部救われるのです。しかも今度の普通恩給は、普通恩給法で御承知の通り、恩給の算定基礎は最後の俸給が基礎になるのでありますから、今押えられてる俸給を基礎にし

たならば、とんでもない恩給をもらうことになるのです。従つてベース・アップをしておかなければいかぬ、そのベース・アップをどういふふうにするのだと言つても、政府には成案がないと云う。これはとんでもないことで、その点あまり気がついていないかつた政府の内幕を暴露したようなものであります。が、やはりこの点は、人事院でも勧告に未帰還の職員の給与はどうあるべきだといふことを、先にはつきりしておかないから、政府を追究する際にも、その関連に非常な困るわけでありませう。八千や九千の安い給料の三分の一に始まつてもとんでもないし、この点何か措置をしなければならぬが、措置する基準をまだ考へていなかった。この間の恩給局長の答弁では、それはなるべく努力するといふようなことを言つただけであつて、確固たる確信のある答弁はなかつた。それから恩給法の適用を受けない十七年に足らない者は、今度未帰還者留守家族等援護法の適用を受けるのであります。普通の一般の人も漸次二千三百円まで上つて来ているのでありますから、政府職員だけが四年も五年も前と同じような基準に置かれて、今のように押えられておるといふことは不合理であつて、いずれにせよ未帰還職員の給与のベース・アップは、十分考慮してもらわなければならぬ。恩給法の適用を受ける公務員も、また、未帰還者留守家族等援護法の適用を受ける公務員も、両方考慮してもらわなければならぬのであります。そうして、中共等で御苦勞してくださつてゐる人々に対して、年末には期末手当の支給ぐらゐすべきである。期末手当の適用は四十八条では掲

げられていないのでありますが、未帰還者職員も政府職員に間違いないのだし、国家公務員、地方公務員に間違いないのだから、その意味においては、せめて年越しのもち代ぐらゐは支給できるように、ちやんとして規定を四十八条に掲げるべきではないかと思ひます。少しまま子扱いをしてゐるような傾向がありますので、これに対するおはかりをし、また、これに対する具体的措置が、政府においていかになされておるか人事院も十分監視しなければならぬのであります。が、その点御相談にあずかるということでありませうから、相談するときは、どのくらいの基準にするかということ、は、きつとお話ををされたらうと思ひます。また、されておらなければそれを早急に話し合つて、くださつてまだ法律の審議が二、三日かかるのでありますから、ひとつその線に沿つて——これは法律の条文の上へ出ておりませんで、ただわく内操作でどうでもなるのでありますから、ぜひ促進していただきたいと思ひます。これで私は質問を終ります。

○川島委員長 先ほどお諮りしました参考人を呼ぶことは、月曜日の午前十時にいたしますから、さよう御了承を願ひます。

明日は午前十時から開会することにいたしました。今日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会